

令和7年度山形県学校人材マッチングサイト業務  
企画提案募集要領

令和7年7月  
山形県

# 令和7年度山形県学校人材マッチングサイト業務委託 企画提案募集要領

本募集要領は、令和7年度山形県学校人材マッチングサイト業務を委託するにあたり、提案能力に優れた者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続等に関し必要な事項を定めるものである。

## I 業務概要

### 1 委託業務名

令和7年度山形県学校人材マッチングサイト業務委託（以下「本業務」という。）

### 2 業務概要

#### (1) 事業目的

近年、産育休を取得する教職員の増加や臨時的任用職員の候補者の減少傾向がみられ、また学校現場からは目的別の外部人材活用のニーズが高まっている。本県では現在、これらの人材確保にあたって、電話や電子メール等を用いた人材発掘や、紙媒体の登録票による登録者管理を行っており、新規人材確保に要する業務負担が増大している。

そのため、人材確保のDX化を推進し、ユーザーの利便性向上を図ることで新たな潜在的人材を確保するとともに、任用担当者の業務負担を軽減し、働き方改革を推進するため、山形県学校人材マッチングサイトの構築を行うものである。

#### (2) 業務の内容

別紙「令和7年度山形県学校人材マッチングサイト業務委託仕様書（企画提案用）」（以下「仕様書」という。）のとおり。

なお、契約時の仕様書は、今回の提案の内容を踏まえ修正するものとする。

### 3 委託期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

### 4 提案上限額等

金8,944,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 5 委託契約の方法

#### (1) 契約方法

随意契約

#### (2) 契約の相手方の選定

公募により企画提案を募集し、その内容を審査して優秀な提案者1者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続（以下「公募型プロポーザル」という。）による。

#### (3) 契約の根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

### 6 参加資格

本業務に参加する者は、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。

(2) 山形県内に事業所を有する事業者は、山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）を滞納していないこと。

(3) 消費税を滞納していないこと。

- (4) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のない者を除く。）
- (5) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）
  - ア 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 本業務と同種又は類似の業務（国又は地方公共団体の業務に限る。）を、過去5年以内に受託した経験を有すること。

## 7 失格事項

次にいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 公募要領等に定めた参加資格が備わっていないとき
- (2) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (5) 提案の内容が提案上限額を上回るとき
- (6) その他、山形県教育局教職員課が設置する企画審査会において不適切と認められた時

## 8 事務担当

山形県教育局教職員課働き方改革推進室（山形県庁13階）  
 〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号  
 Tel:023 (630) 3406 FAX:023 (630) 2857  
 電子メール: ykyoshoku\*pref.yamagata.jp (\*を@に変えてください)

## II 応募要領

### 1 企画提案参加申込及び参加資格の確認

#### (1) 提出書類及び提出部数

- ア 参加申込書（様式2。押印不要） 1部
- イ 誓約書（様式3。押印不要） 1部
- ウ 会社概要（様式4） 1部
- エ 業務委託実績調書（様式5） 1部

#### (2) 提出先及び提出方法

「I 業務概要」の「8 事務担当」あてに電子メールにより提出すること。

#### (3) 提出期限

令和7年7月29日（火）正午まで

#### (4) 参加資格確認結果

参加に必要なとされる要件を確認した後、結果を8月1日（金）（予定）まで電子メールで通知する。

### 2 企画提案に関する質問及び回答

#### (1) 質問方法

質問がある場合は、質問票（様式1）に必要な事項を記入のうえ、「I 業務概要」の「8 事務担当」に提出すること。

#### (2) 質問受付期間

本企画提案の募集開始から、令和7年7月22日（火）正午まで

#### (3) 回答方法

質問への回答は、企画提案参加の申込があった全事業者に、原則として電子メールにより行う。ただし、各社の独自企画に関わること等については、当該質問者のみに回答するものとする。

### 3 企画提案書等の提出

#### (1) 提出書類及び提出部数

提出書類	留意事項
ア 企画提案書	電子媒体については、データは原則PDF形式とすること。
イ 業務実施体制（様式6）	業務従事者が各委託項目に類似する業務の従事実績を確認できる契約書等の写し等を添付すること。
ウ 見積書（様式7）	押印不要。見積価格の詳細の積算（様式任意）を添付すること。

#### (2) 提出先

「I 業務概要」の「8 事務担当」あてに電子メールにより提出すること。

#### (3) 提出期限

令和7年8月18日（月）正午まで

なお、期限までに提出がない場合は、参加の意思がないものとみなす。

#### (4) 企画提案書の内容

ア 企画提案書（プレゼンテーションの流れ）は下表の構成とすること。

なお、本業務の具体的な内容については、仕様書に記載のとおりであるが、記載の内容に追加して実施することがあれば併せて提案すること。追加提案については、事業費（委託上限額）の範囲内で実施するものであること。

提案項目	企画提案事項
<b>基本事項</b>	
(ア) 会社概要（様式4）	・会社概要について、企画提案書とは別に様式4で示すこと。
(イ) 業務委託実績（様式5）	・事業者としての業務委託実績を企画提案書とは別に様式5で示すこと。 ・本業務と同様の業務実績に係る利用者用マニュアル（様式任意）を付して提出すること。

(ウ) 業務実施体制 (様式6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務従事者の業務実績について、企画提案書とは別に様式6で示すこと。</li> <li>・業務従事者の長期不在や不測の事態に備えた代替要員についても記載すること。</li> </ul>
(エ) 費用積算 (様式7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務における費用見積書を企画提案書とは別に様式7で示すこと。また、委託項目ごとに積算し、具体的な積算根拠 (任意様式) を示すこと。</li> </ul>
<b>各業務についての提案</b>	
1 オンサイト業務等による支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に従事する予定の者について、これまでの自治体のデジタル化に関する支援業務についての実績や、有しているスキルレベルや資格について示すこと。</li> <li>・本業務の実施体制 (登庁の頻度や複数名で担当する場合は人員配置の考え方、等) について提案すること。なお、登庁の頻度が低い場合には、どのような方法を用いて業務サポートを実施するか、具体的に提案すること。</li> <li>・デジタル課題等の解決支援について、どのような視点や考え方により実施するか、実効性のある提案をすること。</li> </ul>
2 情報セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ監査や不審メール対策等の実施手法を提案すること。</li> </ul>
3 システム開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アジャイル開発や継続的なシステム改修について、どのような視点で本業務を遂行するか、具体的に提案すること。</li> </ul>
4 システムの保守運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの保守運営方法について、どのように行うか具体的に提案すること。</li> </ul>
<b>その他必要と思われる事項 (自由提案)</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務を進めるにあたり、上記の提案以外に必要な事項があれば提案すること。</li> </ul>

イ 企画提案書は任意様式で、A4版縦、両面、横書きとする。

ただし、図表等については、必要に応じてA4版横でも可とする。

表紙、目次を除き、15ページ以内とすること。

ウ 企画提案書には、表紙を付け、事業者名、担当者の氏名及び連絡先 (電話番号、電子メールアドレス) を記載すること。また、ページ番号を付し、表紙の後に目次を入れること。

エ 添付書類は、必要最小限とし、企画提案書との関連を分かりやすく表示すること。

#### 4 審査及び結果の通知

- (1) 山形県教育局教職員課が設置する企画審査会において、「令和7年度山形県学校人材マッチングサイト業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき、提案書類及び提案者からのプレゼンテーションにより審査を行う。
- (2) 審査の結果、評価点数の合計が最も高い者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。ただし、最高点の者又は次点者が複数いる場合は、審査員の合議による次点者を選定する。
- (3) プレゼンテーションは、本業務のプロジェクトリーダー又はプロジェクト構成員として業務に従事する予定の者が説明及び質疑に対する回答を行うこと。  
  - ・なお、プレゼンテーションに参加できる人数は3名以内 (うち1名にオンサイト業務による支援に従事する予定のものを必ず含むこと。) とし、業務従事者個々の力量を発揮したプレゼンテーションに努めるものとする。
- (4) 企画審査会の日時及び審査の結果については、別途、各参加者に対し電子メールにより通知する。
- (5) 提案者が1者のみである場合でも、審査員の評価結果により、提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (6) 提案者がいない場合には、一旦企画提案募集を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

#### 5 企画提案書に係る著作権その他の扱い

- (1) 応募できる提案の数は、1参加者につき1件とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- (3) 採用した企画提案書の著作権は山形県に帰属する。

- (4) 不採用となった企画提案書の著作権は企画提案者に帰属することになるが、提出された企画提案書等の提出書類は返却しない。
- (5) 掲載する各種データの調査・収集、収集したデータ及びコンテンツの使用承認等に係る必要な手続は企画提案者が行うものとする。
- (6) 公募型プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理において、県が必要とするときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (7) 企画提案書等の応募書類は、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）の規定による請求に基づき、第三者に開示する場合がある。

## 6 参加辞退

企画提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により「I 業務概要」の「8 事務担当」に報告すること。

## 7 契約手続

- (1) 最優秀提案者と契約に向けた手続を行う。
- (2) 最優秀提案者と契約が成立しない場合は、次点者と契約締結に係る手続を行う。
- (3) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。
- (4) 委託の内容は、締結される委託契約書によるものとする。
- (5) 業務委託に係る契約手続等は、「I 業務概要」の「8 事務担当」において行う。

## 8 費用負担

企画提案書作成のほか公募型プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

## 9 その他

- (1) この公募又は契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。
- (2) 本業務の契約までのスケジュールは下記のとおりである。

スケジュール（予定）

内容	日程	提出書類
企画提案募集開始（県）	令和7年7月10日（木）	
質問受付期限	令和7年7月22日（火）正午	・質問票（様式1）
質問に対する回答日（県）	令和7年7月25日（金）	
参加申込書等提出期限	令和7年7月29日（火）正午	ア 参加申込書（様式2） イ 誓約書（様式3） ウ 会社概要（様式4） エ 業務委託実績調書（様式5）
参加資格確認結果通知日（県）	令和7年8月1日（金）	
企画提案書等提出期限	令和7年8月18日（月）正午	ア 企画提案書（任意様式） イ 業務実施体制（様式6） ウ 見積書（様式7）及び積算内訳（任意様式）
企画審査会実施日	令和7年8月下旬	
企画提案審査結果通知（県）	令和7年9月上旬	
見積合わせ	令和7年9月上旬	
契約予定日	令和7年9月9日（火）	